

記入例

伊奈町長 宛

請求日のご記入をお願いします。

認可外保育施設等・償還払

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

請求日： 令和 年 月 日

施設等利用費請求書（償還払用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和〇年〇月分 ～ 令和〇年〇月分 請求用 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について次のとおり請求します。指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、伊奈町内に居住していることを伊奈町が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを伊奈町が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払状況を伊奈町が対象施設に確認すること。
- 課税状況を伊奈町が確認すること。

必ず押印してください。
押印のないものは請求できません。
※シャチハタ不可です。

1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ	ホイク ジロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	S61 年 2 月 3 日
氏 名	保育 次郎			現住所	施設等利用給付認定通知書に記載された認定区分「新2号」または「新3号」を記載してください。 ※「新1号」の方は、認可外保育施設等に係る施設等利用費は請求できません。

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

施設等利用給付認定の種別	新2号	認定番号	99999999999999
生年月日	R0年0月0日	フリガナ	ホイク ハナコ
令和7年10月～令和7年12月の間の住所		氏 名	保育 花子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			

施設等利用給付認定通知書に番号は記載されておりますが、不明の場合は無記入でもかまいません。

3 償還払の

区分	☐ 継続 ☒ 新規 ☐ 変更	→ 以前の振込先と同じ口座に振込してください。 下欄に記入してください。 さらに、通帳の写し等、口座情報も提出してください。	
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
第一	第二	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
出張所		口座名義(カタカナ)	ホイク ジロウ

※1 振込先は請求者名義の口座です。もし請求者と口座名義が異なる場合は、本町指定の委任状を提出してください。

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	パラホイクエン	施設名	ぼら保育園	所在地	〒362-0806 北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 電話：048-721-2111
	契約している利用料※2	☒ 月額 27,000 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円				
②	フリガナ		施設名		所	2か所以上の認可外保育施設等に通っている場合は、②以降をご記入ください。 ※一時預かり等を併用している場合もこちらにご記入ください。
	契約している利用料※2	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円				

<裏面も記入してください>

③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、全白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。
当該期間の月数で除して、当該利用料の月額
特定子ども・子育て支援提供証明書（兼）特定子ども・子育て支援提供証明書に記載されている特定子ども・子育て支援利用料をご記入ください。

当該利用料を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）（a）※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料（b）※4	支払額合計（c=a+b）	月額上限額（d）	請求額（cとdを比較して小さい方）
令和7年10月分	27,000 円	円	27,000 円	40,300 円	27,000 円
令和7年11月分	27,000 円	円	27,000 円	40,300 円	27,000 円
令和7年12月分	27,000 円	円	27,000 円	40,300 円	27,000 円
				請求額合計	81,000 円

※3 「施設に支払った金額（a）」及び「認可外保育施設等に支払った金額（d）」を証明する特定子ども・子育て支援提供証明書（兼）特定子ども・子育て支援提供証明書を添付し、また、子育て援助活動支援事業を利用した場合、

「新2号」認定を受けている方は、「40,300円」
「新3号」認定を受けている方は、「45,700円」
ただし、転出入や申請時期を理由に認定開始日又は認定終了日が月途中の場合は、※5を参考に限度額の日割り計算を行ってください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期分を算定してください。（小数点以下、切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円× 転出日等までのその月の日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円× 認定起算日以降のその月の日数÷その月の日数